

令和2年2月20日

第96回 神戸市個人情報保護審議会

不法投棄防止カメラの設置について

(環境局)

環事第2027号
令和2年2月20日

神戸市個人情報保護審議会 会長様

神戸市長 久元 喜造

諮詢



神戸市個人情報保護条例第7条第2項第5号及び第3項の規定に基づき、下記の事項について、貴会の意見を求める。

記

不法投棄防止カメラの設置について
(条例第7条「収集の制限」に関して)

担当：環境局事業系廃棄物対策部

不法投棄防止カメラの設置について
(条例第7条「収集の制限」に関して)

◎は、場合により条例第7条第3項に該当する情報を含む

収集する個人情報

主として、以下の個人情報の収集を行う。

◎1. 不法投棄行為者の画像等

2. 不法投棄行為者が乗車する車両、車種、乗車人員及びナンバープレート

上記の収集を行うなかで、派生的に以下の情報の収集を行うことになる。

◎3. 撮影対象地点を通過する人物の画像等

4. 撮影対象地点を通過する車両、車種、乗車人員及びナンバープレート

不法投棄防止カメラの設置について

1. <概要・目的・効果>

本市においては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(以下、「廃棄物処理法」)の規定に基づき、廃棄物の適正処理を推進し、生活環境を守るために廃棄物の減量・資源化、不法投棄対策等の施策を実施している。

対策として、平成20年度から数年間、不法投棄が予見される西区や北区の山間部について、土地管理者や地域団体の同意を得たうえで環境局が監視カメラ(1台)の設置(※)を行い、多発する不法投棄の監視を行ったほか、平成25年度からは、地域団体が自ら不法投棄防止用カメラを設置する場合の費用助成を行い、地域住民の協力を得ながら監視を強めるなどして対策を行ってきた(制度開始以降計95団体に助成)。

上記の2つの制度は、現に地域団体が存在し、その活動が比較的活発で美化意識が高い地域に設置していることから、地域団体の要望を受けた不法投棄対策には一定の効果があり充足してきた感がある。

しかしながら、依然として不法投棄が多発している居住者自体がない山間部や、逆に、市街地においても地域住民や行政の目が行き届きにくい時間帯(早朝・深夜)、場所(道路・公園・河川等)で不法投棄が発生するなど、同様の対策の必要性が高まっている。

したがって、山間部以外の市街地において多量あるいは経常的に廃棄物が不法投棄され対応が必要な場所についても、一定期間周知できる箇所に不法投棄防止カメラを市が直接設置し、視覚的防犯効果を高め不法投棄の抑止を図る必要があること、さらには地域団体が存在しない、実態がないなどの地域も存在するため、迅速な対応を図るうえで土地管理者の同意は得るもの、原則地域団体の同意を条件としないことについて、これまでの使用基準の設置場所の選定に関する条件を改めることにより、市街地も含めた不法投棄対策の強化を図ろうとするものである。

なお、同カメラを設置したにも関わらず、当該箇所で発生した不法投棄事案については、違法性の程度を判断した上で警察等捜査機関へ情報を提供し、事案の解消を推進していく。

※平成19年3月29日第28回神戸市個人情報保護審議会にて諮問・答申済

2. <設置場所の選定>

不法投棄が多発している場所(道路、公園、河川等)で、土地所有者の同意があり、不法投棄防止カメラを設置することで、さらなる発生の抑止、拡大防止が期待できる場所。

3. <不法投棄防止カメラの設置、仕様、撮影の方法>

- (1) 設置予定台数は最大10台とする。
- (2) ソーラー発電により内部電源のみで稼働が可能。
- (3) 「カメラ作動中」の告知表示を実施し、カメラ設置を周知する。
- (4) 24時間常時撮影。録音機能あり。
- (5) 撮影は、投棄者の人物の特定、投棄物の凡そその概要が判別できる範囲内及び解像度で撮影する。
- (6) 常時直近約7日分の映像を保存する（古いデータより上書き保存）。
- (7) 撮影データは記録媒体（例：SDカード）に記録する。
- (8) 記録媒体に残る不要な撮影データは、回収後、速やかに削除措置とする。
- (9) 不法投棄防止等の効果が得られた場合は、撤去、移設を検討する。
- (10) 不法投棄の発生状況に応じて、設置期間の延長を検討する。

4. <個人情報の保護>

- (1) 撮影した画像等の管理にあたっては、「神戸市個人情報保護条例」及び「神戸市情報セキュリティポリシー」に基づき、漏洩、滅失、改ざんの防止その他記録データの適正な管理のために「神戸市環境局監視カメラ使用基準」を策定し、必要な措置を講じる。
- (2) 撮影した画像等は、犯罪捜査への協力、廃棄物処理法等に基づく行政指導のために利用し、警察等捜査機関の刑事訴訟法等に基づく文章（捜査関係事項照会）による照会により、提供する場合を除き、外部提供は行わない。
- (3) 収集した撮影画像等について、不法投棄行為者の特定に至る（又は特定に準ずる情報を有する）もの以外は、速やかにこれを消去する。また、不法投棄行為者の特定に関連する撮影画像等については、神戸市統合管理システム端末に保存することとし、用務終了後3年間保存の後に、廃棄する（別添カメラ撮影データ管理フロー参照）。

神戸市環境局監視カメラ使用基準（案）

（目的）

第1条 この基準は、神戸市環境局が、廃棄物の不法投棄又は野外焼却（以下「不法投棄等」という。）の監視のため設置する監視カメラについて、その撮影又は記録した画像等の管理に関する事項を定めることにより、適正な運用を図ることを目的とする。

（管理責任者等の設置）

第2条 監視カメラの適正な設置、運用を図るため、監視カメラの運用管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置くものとし、環境局事業系ごみ対策課主幹（排出指導担当）廃棄物対策課長をもって充てる。

2 前項の管理責任者を補佐するとともに、監視カメラの取扱いを行わせるため、管理責任者の指名するところにより、監視カメラ取扱者（以下「取扱者」という。）を置くものとする。

（管理責任者等の責務）

第3条 管理責任者及び取扱者（以下「管理責任者等」という。）は、この基準の定めるところにより、監視カメラの適切な運用を図り、その設置目的を効果的に達成するよう努めなければならない。

2 管理責任者等及び第6条第1号に規定する者は、監視カメラによって撮影された画像等（以下「画像等」という。）から知り得た情報を第三者に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。その職を退いた後もまた同様とする。

（監視カメラの設置場所の選定）

第4条 監視カメラの設置場所は、次の各号のいずれにも該当する場合に限らなければならない。

- (1) 山間部等及び市街地における道路・公園・河川等公共施設で不法投棄が多発している場所、又は既に不法投棄が発生し、更に拡大するおそれがある場所であること。
- (2) 行政による常時監視が困難であり、地域住民による監視の目が行き届かない場所であること。
- (3) 当該地の土地管理者が、監視カメラの設置に同意していること。

（監視カメラの設置に関する措置）

第5条 管理責任者等は、監視カメラの設置に当たっては、設置場所に監視カメラが設置されている旨の表示板等を設置し、当該地に進入する者に周知しなければならない。

2 監視カメラ及び記録装置は、管理責任者等以外の者が取り扱うことがないようにし、画像等の外部漏えい等を防止しなければならない。

（記録した画像等の保管）

第6条 管理責任者等は、画像等及び画像等を記録した媒体（以下「記録媒体」という。）について、次の措置を講じなければならない。

- (1) 画像等及び記録媒体の取扱者を定め、画像等及び記録媒体を閲覧又は利用できる者を限定

すること。

- (2) 記録媒体を施錠のできる保管庫等に保管するなど、盗難の防止を図ること。
- (3) 画像等に廃棄物の不法投棄等又はそれに付随する行為が撮影されていた場合は、画像等を神戸市統合管理システム端末に保存し、文書保存期間経過後は、速やかに画像等の消去を行うこと。
- (4) 画像等に廃棄物の不法投棄等又はこれに付隨する行為が撮影されていなかった場合は、速やかに画像等の消去を行うこと。

(画像等及び情報の提供の制限)

第7条 管理責任者は、本人の同意がある場合又は法令等に定めがある場合を除き、画像等及び画像等に係る情報を他に提供してはならない。

附 則

この基準は、平成19年8月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和2年 月 日から施行する。

神戸市環境局監視カメラ使用基準 改訂箇所

現行	改訂案
神戸市環境局監視カメラ使用基準	
(目的) 第1条 この基準は、神戸市環境局が、廃棄物の不法投棄又は野外焼却（以下「不法投棄等」という。）の監視のため設置する監視カメラについて、その撮影又は記録した画像等の管理に関する事項を定めることにより、適正な運用を図ることを目的とする。	
(管理責任者等の設置) 第2条 監視カメラの適正な設置、運用を図るため、監視カメラの運用管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置くものとし、環境局事業系 <u>ごみ対策課主幹（排出指導担当）</u> をもって充てる。 2 前項の管理責任者を補佐するとともに、監視カメラの取扱いを行わせるため、管理責任者の指名するところにより、監視カメラ取扱者（以下「取扱者」という。）を置くものとする。	<u>廃棄物対策課長</u>
(管理責任者等の責務) 第3条 管理責任者及び取扱者（以下「管理責任者等」という。）は、この基準の定めるところにより、監視カメラの適切な運用を図り、その設置目的を効果的に達成するよう努めなければならない。 2 管理責任者等_____ ____は、監視カメラによって撮影された画像_____ (以下「画像____」といふ。)から知り得た情報を第三者に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。その職を退いた後もまた同様とする。	<u>及び第6条第1号に規定する 者等</u>

現行	改訂案
<p>(監視カメラの設置場所の選定)</p> <p>第4条 監視カメラの設置場所は、次の各号のいずれにも該当する場合に限らなければならぬ。</p> <p>(1) <u>山間部等</u> _____で不法投棄が多発している場所、又は既に不法投棄が発生し、更に拡大するおそれがある場所であること。</p> <p>(2) 行政による常時監視が困難であり、地域住民による監視の目が行き届かない場所であること。</p> <p>(3) 当該地の土地管理者が、監視カメラの設置に同意していること。</p> <p>(4) <u>当該地の地域団体が、監視カメラの設置に同意していること。</u></p>	<p><u>及び市街地における道路・公園・河川等公共施設</u></p>
<p>(監視カメラの設置に関する措置)</p> <p>第5条 管理責任者等は、監視カメラの設置に当たっては、設置場所に監視カメラが設置されている旨の表示板<u>等</u>を設置し、当該地に進入する者に周知しなければならない。</p> <p>2 監視カメラ及び記録装置は、管理責任者等以外の者が取り扱うことがないようにし、画像<u>等</u>の外部漏えい等を防止しなければならない。</p>	
<p>(記録した画像等の保管)</p> <p>第6条 管理責任者等は、画像<u>等</u>及び画像<u>等</u>を記録した媒体(以下「記録媒体」という。)について、次の措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 画像<u>等</u>及び記録媒体の取扱者を定め、画像<u>等</u>及び記録媒体を閲覧又は利用できる者を限定すること。</p> <p>(2) 記録媒体を施錠のできる保管庫等に保管するなど、盗難の防止を図ること。</p> <p>(3) 画像<u>等</u>に廃棄物の不法投棄等又はそれに付隨する行為が撮影されていた場合は、画像<u>等</u>を保存し、文書保存期間経過後は、速やかに画像<u>等</u>の消去を行うこと。</p>	<p><u>等</u> <u>等</u></p> <p><u>等</u> <u>等</u></p> <p><u>神戸市統合管理システム端末に</u> <u>等</u></p>

現行	改訂案
(4) 画像__に廃棄物の不法投棄等又はこれに付随する行為が撮影されていなかった場合は、速やかに画像__の消去を行うこと。	等 等
(画像__及び情報の提供の制限) 第7条 管理責任者は、 <u>本人の同意がある場合又は法令等に定めがある場合を除き、</u> 画像__及び画像__に係る情報を他に提供してはならない。	等 — 等
附 則 この基準は、平成19年8月1日から施行する。 _____	附 則 この基準は、令和2年 月 日から施行する。

◇カメラ撮影データ管理フロー

